

「平成27年分の配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(108ページ)の使い方

- まず、控除対象配偶者と控除対象扶養親族の数の合計を求め、「①」の人数欄に対応する控除額を求めます。
- 次に、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「②」のイからト欄に掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 1及び2で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額①⑥」欄に記入します。

凡 例	<input type="checkbox"/>	…………… 給与の支払を受ける人(所得者)	<input type="checkbox"/>	…………… 同居老親等以外の老人扶養親族
	①	…………… 一般の控除対象配偶者	障	…………… 一般の障害者
	扶	…………… 一般の控除対象扶養親族	同障	…………… 同居特別障害者
	△	…………… 控除対象扶養親族以外の扶養親族 (年齢16歳未満の扶養親族)	寡	…………… 一般の寡婦又は寡夫
	特扶	…………… 特定扶養親族		
	同居老親	…………… 同居老親等である老人扶養親族		

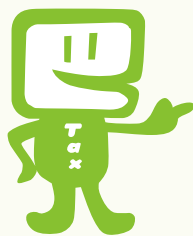
区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
		「①控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄	
1 所得者が障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生でない場合	(1)控除対象配偶者も扶養親族もない人 <input type="checkbox"/>	なし		① 380,000円
	(2)控除対象配偶者がいる人 <input type="checkbox"/> —①	1人		① 760,000円
	<input type="checkbox"/> —①   ①—扶	2人		① 1,140,000円
	<input type="checkbox"/> —①   ①—扶 = 老扶   ①—扶	3人	ト	① 1,520,000円 ②—ト 1人 100,000円 計 1,620,000円
	(3)控除対象配偶者がなく控除対象扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> —扶 = 同居老親   ①—扶 = 特扶   ①—扶	3人	ホ及びヘ	① 1,520,000円 ②—ホ 1人 200,000円 ②—ヘ 1人 250,000円 計 1,970,000円
(4)障害者である控除対象扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> —①   ①—扶 = 障   ①—扶	3人	ハ	① 1,520,000円 ②—ハ 1人 270,000円 計 1,790,000円	
(5)同居特別障害者である扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> —①   △ = 同障   ①—扶	2人	イ	① 1,140,000円 ②—イ 1人 750,000円 計 1,890,000円	

区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求 め る 控 除 額 の 合 計 額
		「①控除対象配偶者及 び控除対象扶養親族の 数に応じた控除額」欄	「②障害者等がい る場合の控除額の 加算額」欄	
2 場 合 所 得 者 が 障 害 者 で あ る	(1)控除対象扶養 親族等がいな い人  <input type="checkbox"/>    ⊖ 障	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円
	(2)控除対象扶養 親族等がある 人  <input type="checkbox"/>    ⊖ 障 — ⊖ 配 — ⊖ 扶	2人	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,410,000円
3 又 は 寡 夫 だ る 一 般 の 寡 婦 場 合	(1)控除対象扶養 親族がいな い人  <input type="checkbox"/>    ⊖ 寡	なし	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円
	(2)控除対象扶養 親族がある人  <input type="checkbox"/>    ⊖ 寡 — ⊖ 扶	1人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,030,000円

国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページ【[www.nta.go.jp/gensen/index.htm](http://www.nta.go.jp/gensen/index.htm)】を設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、年末調整の時期に必要な「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。



イータ君

☆☆源泉所得税の納付は e-Tax で !! ☆☆

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、インターネットを利用した e-Tax（イータックス）をご利用になると便利です。

e-Tax を初めてご利用になる場合は、e-Tax ソフト（WEB 版）などで開始届出書を提出してください（書面でも提出できます）。

なお、源泉所得税及び復興特別所得税の納付などの納税に限って e-Tax をご利用になる場合には、電子証明書は不要となっています。

詳しくは、e-Tax ホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】をご覧ください。

イータックス

で

検索

